

NGO・外務省定期協議会

平成20年度 第2回ODA政策協議会

平成20年12月2日（火）

外務省 南国際会議室761号室

午後２時００分開会

◎小田（総合司会・国際協力局審議官） 時間が参りましたので、第２回のＯＤＡ政策協議会を開催させていただきます。私、外務省の国際協力局の審議官をしております小田と申します。本日、私が司会を務めさせていただきます。どうぞよろしくお願いいたします。

最初にあいさつとなっていますが、長いあいさつは不評だったのでやめることにいたします。毎回申し上げていることですが、開発途上国の経済社会開発を後押ししたいという気持ちは、私ども外務省側も皆様と共有していると思っております。そういう共通認識の上で、アプローチは違っても建設的な対話ができるものだと考えております。本日も建設的で双方向性のある自由闊達な議論がなされることを期待しております。ご協力よろしくお願いいたします。最初にお願いですが、議事録をとりますので、ご発言のときは指名を受けて、ご所属とお名前を述べてください。マイクを使ってご発言をお願いしたいと思います。

以上でございます。

最初の報告事項の１番目の新ＪＩＣＡの発足について、外務省の政策課の赤松企画官から説明をいたします。

○赤松 国際協力局政策課の赤松でございます。お題をいただきましたので、新ＪＩＣＡの発足について簡単にご説明したいと思います。見渡しますと、ＪＩＣＡの方もいらっしゃいますので、後で適宜補足いただければと思います。

お手元に簡単なプレゼンの資料をお配りしてございます。皆様ご案内のとおりのことばかりでございますが、おさらい方々簡単に話したいと思います。

まず１枚目のスライドを見ていただきますと、「円借款、無償、技協の実施をＪＩＣＡにて一元化」「新ＪＩＣＡはＯＤＡの３つの手法を一元的に実施」等々のことが書いてございます。

これは２００６年４月に、海外経済協力会議が発足しまして、また、われわれの国際協力局も同年８月に発足しておりますが、一連のＯＤＡ改革の最後といいますか、一つの区切りとして、今年の１０月１日に新ＪＩＣＡが発足いたしました。

下に「現在のＪＢＩＣ」と書いてございますけれども、これは旧ＪＢＩＣが実施してきた、円借款事業、外務省の本省が実施してきた、無償資金協力の実施もＪＩＣＡに移ることになりまして、世界的にも大きな規模の援助機関として発足したわけでございます。

統合のポイントにつきまして、次のスライドに、１から５まで書いてございます。これはＪＩＣＡさんのホームページにも載っておりますので、すでにご存じかと思いますが、まず大きな点といたしまして、これまでもそうでしたけれども、地域的なアプローチを一層強化

するということで、地域担当部局が司令塔になって3スキームを全体に運用するということがございます。

また、人事の問題とか、現地主義とか、あるいは、これまで各スキーム間で重複していた調査等を統合によって、さらに効率化ができる部分がございましたので、そういった点を中心にJICAとして新たに取り組んでいこうということがポイントでございます。

次のスライドをめくっていただきますと、新JICAと外務省との役割分担があります。実施機関として、すべてのスキームを一元的に実施していく体制をとりましたので、まずは外務省との連携をきちんと、どこまでが外務省の仕事で、どこからがJICAの仕事であるかというところがはっきりと規定されてございます。

先ほどチラッと申し上げましたけれども、海外経済協力会議の大方針の下に、外交政策に沿ってODAの企画立案をするというのが外務省国際協力局の役割でございますので、そういった中で、これまでもやって来ましたが重点課題や重点地域、国、供与目標額等々を設定いたしまして、機動的に援助ができる環境を整えるというところが、外務省がひきつづき、力を入れていく、援助政策の策定という部分でございます。

そして、新JICAにおきましては、外務省との連携を緊密に図りながらでございますけれども、ODAの実施機関として、政策とか、開発途上国の需要を踏まえて、効率的かつ効果的な援助を展開する、このような役割を果たしていく訳です。

その中で、非常に大事なことでございますけれども、新JICAと外務省の間で、さまざまな側面において連携を強化していく、こういった仕掛けになっている次第でございます。

最後に、「新JICAと外務省の業務の流れ」という少し複雑なチャートをおつけしてございます。

先ほど、3スキーム間でさらに効率化が図られるところがあるんじゃないかということを申し上げました。その一番象徴的なものとしまして、新しく協力準備調査というものを設けた次第です。スライドでは、右のほうに大きく、「案件の発掘・形成のための調査（協力準備調査）」として載っている部分でございます。

これまでは、無償資金協力とか技術協力とか、実施主体は別でございましたけれども、有償資金協力、円借款でございますとか、それぞれの援助を開始する前に、それぞれのスキームに応じて調査をかけて、案件の形成や調整を実施しておりました。それを一括して、どのようなスキームで実施するのがいいのかというところをひっくるめて、案件形成段階から、大きく協力準備調査ということで一元化しまして案件の形成に当たっていく。このことによって、これま

ですと、それぞれバラバラに行っていた場合もございました調査が一本化されまして、効率的に、どのようなスキームで途上国のニーズに対応できるのかというのが迅速にわかるようになるということを期待しております。

このチャートをごらんいただきますと、日本政府が、援助の政策、重点方針等々を決めて、現地の JICA、ODA タスクフォースとも連携しながら決めていくわけですが、JICA と日本政府の間では事業展開計画というものを共有しまして、それに従って案件形成実施を進めていく、このような流れになってございます。

こういったことを通じまして、新 JICA の発足によって、日本の ODA はこれまで以上にスムーズに、かつ、効率的に執行できるものと期待している次第です。

おつけしてございませんけれども、こういった新 JICA の発足に伴いまして、JICA の中では大きく機構が変わってございます。先ほど申し上げましたように、地域部が司令塔として各スキームを統合するような形になってございます。したがって、各スキーム、無償資金協力に特化した部局とか、有償資金協力に特化した部局はなくなってございます。もちろん細かく見ますと技術的な側面から各スキームのスムーズな実施を確保するため簡単な組織を置いております。

大きく変わったところは以上でございます。何か補足があれば、JICA の方からも補足していただければと思います。

◎小田 どうもありがとうございました。今の説明、報告についてご質問があればお願いいたします。

(発言なし)

◎小田 特にないようでございますので、次の議題に移ります。

次は報告事項の 2 点目、「農業・食料に関するグローバル・パートナーシップについて」、外務省経済局経済安全保障課の井上さんをお願いいたします。

○井上 経済局経済安全保障課の井上と申します。よろしくお願いします。

本日は農業・食料に関するグローバル・パートナーシップに関するご報告ということで、お手元に「我が国と世界の食料安全保障」という資料をお配りしているかと思いますが、これの大部分はご参考でして、この中にグローバル・パートナーシップというものの説明も含まれております。

グローバル・パートナーシップというものが一体何なのか、もしかするとお聞きになったことがある方もいらっしゃるかもしれませんが、背景を説明するために、ごく簡単に、ことしの初

めごろから非常に大きな国際的問題になった食料価格高騰、これが現状どうなっているか、それから、この春から国際社会、そして日本の政府はどういう対応をとってきたかということの説明申し上げてから、グローバル・パートナーシップの説明に移りたいと思います。

お手元の資料の2ページ目に行っていただきますと、「食料価格の現状」というのが出ております。主要な穀物の価格でございますが、今かなり、ご承知のとおり下がっております。ただ、原油等に比べると下がり幅も少なく、依然として、今回の食料価格高騰の局面以前と比べるとまだ高いレベルが続いている。

この表はあくまで国際価格の表ですので、アフリカ等一部の途上国では、国内価格は十分に下がっていないという現状があります。また、昨今の世界の金融危機、世界経済の減速ということもあって、十分に、農産物の次期作付けへの投資が投入されないんじゃないかということが懸念されておりまして、今年は主要穀物は豊作だったんですが、来年以降、今年前半と同じような食料危機が起きかねないということを、F A Oなどは警告しております。

コメは昨年秋ごろから、それ以外の主要穀物は、その前の年ぐらいから急激に上がり始めてきたんですが、ことしの3月ぐらいから国際社会が、特にゼーリック世銀総裁、シーランW F P代表が目立つ形で警告をしたということもあって、それを受けて国際社会がいろいろと対応してきたということの表が3ページ目にございまして、特にことし、日本はG 8議長国だったということで、ご案内のとおり、福田総理から書簡を出したり、6月にあったF A Oのハイレベル会合に福田総理ご自身が出席されたり、その前には、T I C A Dでもこの問題を取り上げました。北海道洞爺湖サミットでは、独立の「世界の食料安全保障に関する首脳声明」という、かなり包括的な声明を出しております。

こういった一連の対応の一つの取りまとめ方というか、こういった問題に対する一つの回答として、農業・食料に関するグローバル・パートナーシップというものが、もともとはフランスのサルコジ大統領が提案したものだったんですが、G 8として、北海道洞爺湖サミットで、この構築に対する協力を行うことを約束しております。

7ページに進んでいただいて、これが農業・食料に関するグローバル・パートナーシップの説明ですが、今申し上げたとおり、G 8は洞爺湖サミットにおいて、すべての関係者が関与するパートナーシップの構築を呼びかけた。

まさに今、この場で説明させていただいているのも、このパートナーシップというものが、市民社会、ドナー、途上国、民間セクター、すべての関係者の関与が必要だという問題意識から生まれたものであるからです。

そもそも、なぜこのようなパートナーシップが必要かということですが、大きく三つぐらい、問題意識としてはありました。

一つ目は、今回、食料価格がここまで高騰するということを、F A Oなどは去年の段階で警告していた。しかし、これに対する十分な政治的ハイレベルの関心が集まらなかったのではないかと。したがって、国際社会の対応は後手に回ったのではないかとということで、次回というか、また同じような危機が再発した際には、もっと効果的な政治的動員をかけられるようにする必要がある。2点目は、食料というのは、農業、いわゆる開発援助の世界、それから気候変動とも関係する非常に多面的で、いろいろな分野の間に落ちがちな問題であるので、これに関連するいろいろな人たちを巻き込んでいって、一緒にこの問題に対処していく、そういう対応が必要だというのが2点目です。3点目は、今の点に関連するんですが、特に途上国におけるこうした農業あるいは食料問題に携わる人々に同じ目的で動いてもらう、同じ目的に向かって取り組んでもらうための新たなパートナーシップ、援助協調の強化及び途上国政府との連携の強化が必要じゃないか、そういう問題意識から提案されたものです。

現状どうなっているかという、そもそもG 8が言い出したことですので、G 8なりに考えたグローバル・パートナーシップの目的や原則等について、G 8の専門家間で合意しました。ただ、これをG 8だけで言っている、しかも、政府レベルだけで言っているかもしれないので、今まさに原則的なところを、あるいは構造をどういうふうにすべきかといったところを、途上国、国連、各国の民間セクターとか市民社会に適切に報告してコメントを得る、一緒につくっていくというプロセスの途上にあります。できれば来年、幾つかの食料・農業関連の国際会議が予定されているので、それを利用して、このパートナーシップを具体的に立ち上げたいというのが我々の考えです。

今、これをごらんになっていただくとおわかりのとおり、まだ絵に描いたもちというか、その絵もちちゃんとできていないという状況で、皆さんの日常のご活動とどうリンクするのかというところがまだわかりにくいかもしれないですが、今後、実際にこうしたものをつくっていくことの意味、付加価値というものを、実際に現場で目に見える形にするというのが、われわれがしたいと思っていることですので、こうして、きょう、ここで報告させていただいた次第です。

◎小田 ありがとうございます。今の報告についてご質問等あればお願いいたします。

○山田 国際協力局参事官の山田です。ご質問がないようなので、私も井上さん、町田さんと、この会議に、G 8の専門家会合、一日半ずっと出ておりましたが、正直なところ、今、まだ絵に描いたもちだ、絵もできていないといった説明がありましたけど、私自身も同じような印象

を受けました。

特に、これが具体的に農業の生産の向上や食料問題にどういうふうに解決するかということは、一日半議論されていてもあまりはっきりしなかったという感じがします。

一方でG 8、いろんな人がいろんなことを言うのを、日本は議長国として、外務省の審議官が非常に上手にまとめたんですけれども、まだこれは始まったばかりで、どういうふうに動いていくかわかりません。

ただ、いずれにせよ、農業や食料問題に関する世界じゅうの人々、特に政治的な指導者を含めた人々の関心を高めるということ、それから、より多くの人たちの関与、参加を促すという意味では、おそらくポジティブなものになる一歩ではあろうかと思います。

ただ、今、井上から説明があったとおり、実際にはまだまだこれからであって、なおかつ、今後、来年に向けてのいろいろな会議で、グローバル・パートナーシップというのは一体どういうものか、なかつ、それによってどういうふうに、特に途上国、食料問題に苦しむ人たちにメリットがあるのかというのがだんだんわかってくるだろうと思います。

パートナーシップの精神は、ここに書いてあるように、いきなりG 8案のポイントといって、指導原則云々かんぬんと書いてありますけれども、ポイントは、より多くの人々の関心と関与を引きつけて、すべての関係する人たちに開かれているというところがポイントだろうと思います。

したがって、きょうの説明ではわかりにくいというか、何が起こるかわからないというところが正直な感想だろうと思いますけれども、今後また前進があれば、皆さんにご説明する機会もあるでしょうし、皆さんからいろいろ意見を聞く機会も、できれば設けていきたいと思います。

◎小田 ご質問はございませんか。

●高木 CSOネットワークの高木と申します。本日はありがとうございます。

2点ぐらいにしておきますけれども、食料危機、価格高騰の問題において一番大きかったのは、現在では、投機資金によるものの影響が非常に大きかったのではないかということが言われているかと思います。そうした点について、G 8あるはG 8プラスアルファの国々が今後、そういう事態がさらに起きたときに、どういった政策オプションがあり得るのかというようなことも考えておかないと、同じようなことが起きたときに有効な対処ができないだろうということになるかと思うので、その辺についての議論というものがどのように行われているんでしょうかという質問があります。

それから、グローバル・パートナーシップのことですけれども、途上国の現場では、いまだに食料価格が高止まりしている状況というのもちろほら聞いておりますので、非常に困っていると。そういった途上国の現場の市民社会といった人々の代表制というのも考慮していただきたいという、その2点です。

○井上 1点目のご質問にあった投機資金に関してですが、こうした資金の流入が、どれほど食料価値に影響を与えているかということを定量的に分析することは難しいようで、例えばIMFや、その他いろいろな機関が、今回の食料危機、食料価格高騰の要因分析をしているわけですが、投機については一定の影響があったとしか結論を出せていない。

他方、今回、金融危機になって、ここまで国際穀物価格が下がったということを考えると、経験的にいうと、個人的には、投機マネーの流入というのはかなりの影響があったのかなという気はします。

投機資金の流入の問題について、例えばサミットプロセス等でも、食料価格高騰の一因となっているという認識が共有されておまして、実際、サミットの、先ほど申し上げた世界の食料安全保障に関する声明文にも、「市場のボラティリティを最小化するために、引き続き関係当局による市場の監視を支援していく」という文章が入っておりまして、この部分だけでなく、実際、コモディティ一般、国際商品一般に関して、市場の透明性向上のための当局間の協力を深めるということも約束しています。これだけ見ると、一体何を言っているのかとか、どこまで効果があるのかということはあるかと思うんですが、実際、日米の間で、原油、食料の市場監視に関する情報共有とか、そういう協力に関する取り決めというのが最近できております。例えば農産物の先物というのは、先物取引の中でも一番昔からあるもので、これがあることによって関係者のリスクヘッジになっているというのもあるので、なかなか規制というと簡単にはいかないんだと思うんですけど、市場操縦とか、明らかな違法行為に関しては監視を高めていって、各国間で協力して、違法な市場参加者を排除をするという試みは徐々に進んでいるということが言えると思います。

2点目に関してはおっしゃるとおり、途上国というのは非常に重要だと思いますので、彼らを巻き込んでいくということを今まさにやっているところです。

◎小田 ほかにご質問ございますか。お願いします。

●高橋 JICAについての質問なんですけど、よろしいでしょうか。

◎小田 時間にまだ余裕がありますので、簡単をお願いします。

●加藤 関西NGO協議会の加藤です。きょうはNGO側の議事進行ということで、司会をサ

ポートするということなので、今の議題について、ほかの質問、質疑等がなければ、高橋さんのやつをとということをお願いしたいんですけれども、ほかにある方がいらっしゃれば、それを先にして、それを閉めてからということなんですけれども、いかがでしょうか。

◎小田 当初の配分時間に余裕がありますから、今のようなことで、ほかにご質問がなければお願いします。

●加藤 よろしいでしょうか、皆さん。

●高橋 ODA改革ネットワークの高橋です。

赤松さんには、新JICA発足についての説明ありがとうございました。お話のポイントは、さまざまな側面で一体化を図っていく、統合していくというお話だったかと思います。

それに関して1点、ご質問をしたいのは、法的な文書の取り扱いの統合化について大ききしたいと思います。援助を受取国と契約する際に、例えば円借款だと「ローン・アグリメント」というのがあり、無償だとグラントアグリメントというのがありますが、私の知る限り、契約条件などの内容はさまざまな細かいところだと少しずつ違ったりしています。例えば情報公開のあり方に対する規定などがそうです。そこで今回、JICAに統合されるにあたり、そういったもののすり合わせが必要で、実際検討されていると思うのですけれども、そのあたりの現在の進捗状況はどうなっていますでしょうか？現時点でわかる範囲内で教えていただければと思います。

○赤松 ご質問ありがとうございます。まさに今、発足して2ヶ月ぐらいたったわけですがけれども、細部についてはどこまで、特に情報公開等につきましては、JICAもこれまで一生懸命取り組んでおりますけれども、発足して間もないこともございますので、細部について詰めているところだと承知しております。

個々具体的に、L/Aがどうのという話になりますと、資料を持ち合わせておりませんので詳細については、また改めてご質問いただければと思います。申しわけございません。

◎小田 先ほどの農業・食料に関しては、井上さんのご報告、山田参事官からの説明も、まだこれからということですので、またご意見を伺う機会もあるかと思うので、このあたりで次の議題に移らせていただきたいと思います。

3番目の議題ですが、連携推進委員会の状況につきまして、国際協力NGOセンターの大橋理事長からお願いいたします。

●大橋 ありがとうございます。今回から、お互いがどういう状況に進んでいるかという情報をなるべくシェアしようということで、こちらのコーディネーターの方からも要請を受けまし

たので、連携推進委員会の状況をごく簡単にご報告をさせていただきます。

6月6日に全体会が開かれましてから、私どもの連携推進委員会は、7月15日と、つい先日の11月28日、2回にわたって連携推進委員会を開きました。

そこで議題になったことは、簡単に言うと3点であります。両方の会で話題になったことは、いわゆるNGOとの、私たちの言葉ですけれども、「NGOとの戦略的連携に向けた5カ年計画」、塩崎プランとかいろいろな言い方をされていて、計画、あるいはプロジェクトといったような概念で私たちは理解していたのです。前回の11月28日、2回目の議論で、私たちとして、それがどういう状況で進んでいて、それをどう評価するのか。私たちを助けてくださるという外務省のプランですので、私たち自身もそれに参加させていただいて、状況確認や評価をさせていただきたいということが、私たちの提案の趣旨でありました。

前回、つまり2回目の提案をした結果わかってきたのは、そういう言葉がなくはないけど、はっきりした形の、一かたまりの、例えば計画書があって、5年間、これに従ってやっていくというよりは、いろんなものをそういうふうにとまとめていけるというような理解のほうが正しいのかというようなことでした。しかし、いずれにせよ、外務省さんとしても、日本のNGOが能力を高めるということについてのいろいろ支援策を出していただいておりますので、そのことについてレビューをすることにNGOを加わることは決して否定はされていません。ただ、そのモダリティをめぐって、今、お互いに額鏢を寄せ合って、どういうふうにしていくかという話を進めようとしています。私どもとしては、できたらタスクフォースをつくって、最後つまり、3回目の協議会を2月か3月にやる予定ですので、そこに提案していただいて、そこがレビューと一緒にするのもいいし、また改めて提案して、別なレビューのチームを、参加する人を決めてもいい。そうしたし、そのモダリティは担当団体、特にこの提案はG I I / I D I 懇談会さんのほうからなされましたので、ここが軸になって鏢がお互い当たっている部分ですが。私どもとしては、G I I さんのほうが中心になって、そこをやっていただくという了解で今、話を進めている最中です。2回話したおかげで、ずいぶん話が具体的にわかったかなと思っています。

次に7月15日の初回に提案したことではありますが、この政策協議会のほうも一緒に、多少言葉が違ったと思いますが、定期協議会の持ち方についてです。いままでですと全体会が1回、それぞれの政策協議会と連携推進委員会が3回ずつというのを、それに加えてもう1回全体会をふやしていただきたいという提案をさせていただきました。それはこちらのほうでもなされているはずですが、残念ながら、外務省との合意に至らなかったために、いままでのやり方が

続いているという状況であると理解をしています。

もう一つの提案は、11月28日に提案が出されましたが、グローバルファンドといいますか、世界エイズ・結核・マラリア対策基金について、外務省からのご提案がありました。ここがグローバルな形で出ているけれども、日本のNGOなんかの参画もできないものかというようなことでのお話でありまして、討議というよりは、こういうシステムができ上がっているぞと。その意味では、今の農業・食料に関するグローバル・パートナーシップというふうなものとそんなに遠くはないかもしれませんが、そういうものがあるので、ぜひ参画ができないものかというようなご提案でございましたが、これは話をお伺いするという形であったかと思っております。

以上三点が、今年度に入ってから連携推進委員会の話し合われている中身だと思います。

前回の最後には、次回を2月か3月に持ちたいけれども、これは私たちが勇み足をしたかもしれませんが、こちらのほうが3回目を神戸でやるということをごどこかで小耳に挟んでいたものですから、外務省さんにそれが伝わっていたかどうかよくわかっていないし、漏らしちゃいけなかったことかもしれませんが、もしそういうことなら、同じ日に、私たちも年3回のうち1回は地方開催をするものですから、それと一緒にやらせていただければ、外務省さんの出張経費は1回で済むんじゃないかなと。

私たちは通例、名古屋でやっているものですから、事務局の関係ですね、本来なら名古屋でやるものであるけれども、今後調整させていただきたいというふうなことを外務省にも申し上げて、今後、お互いの調整を図っていくという段階です。

最後のところはあまりしゃべっちゃいけなかったことなのかも知れませんが、この前、外務省さんのほうにもそういうお願いを申し上げたというのが現状だと思います。

外務省さんのほうにも、私たちのほうにも、向こうのほうに出ている方がいらっしゃいますので、もし追加や訂正がございましたらお願いいたします。

以上です。

◎小田 ありがとうございます。今、大橋理事長からの、連携推進委員会のほうでの活動状況のご報告ですが、何かご質問等がございますでしょうか。

●大橋 ちょっと追加で申しわけありません。

さっき言い忘れたんですが、全体会を年2回にということの理由です。例えば、去年度の最後といいますか、今年度はまだ上げていないんですけど、2度、連携推進委員会のほうで提案したことというのは、外務省の在外公館が主に扱っていらっしゃる草の根の小規模人間の安全

保障無償、向こうの市民社会に在外公館が援助されているわけですが、日本の市民社会としても、それに関与させていただきたいという提案をさせていただいて、2度にわたって向こうのほうで提案して、まだ保留中というふうに理解をしています。例えばそういった事柄というのは、比較的両方にかかわりやすいことかなということもあり、例えばそういった事柄を今後話し合う場所として、私どもの連携のほうだけではなくて、こういう場で話し合うというような意味もあるかなというようなことが一つの理由であったということでもあります。

今申し上げた提案については、3回目のときにもまた提案させていただいて、もう一度外務省の検討状況をお伺いしようとは思っております。

以上です。それがちょっとつけ足しです。

◎小田 ありがとうございます。

○前田 外務省の国際協力局総合計画課長の前田と申します。

大橋さんが今おっしゃったことで、草の根・人間の安全保障無償資金協力に関して、たぶん川口室長のほうはもうお伺いしていて、私が聞くのはちょっと変かもしれませんが、政策協議会の場なので、ご存じない方もいると思うのでご質問させていただきますけれども、日本の市民社会の関与をもう少し草の根にもというご趣旨のことをおっしゃったと思うんですが、もう少し具体的に、どのようなことをご要望か教えていただけますでしょうか。

●大橋 基本的には、細かいことを具体的に決めているわけではありません。提案のプロットとしては、在外公館さんが扱っている草の根の人間の安全保障無償というのは100億円の予算規模でありまして、連携のほうの連携無償でいただいているお金が25か28か、4倍近いお金を外務省の在外の方が、主には向こうの市民社会組織、市民社会とは限らないということは承知していますけど、主には市民社会組織に流されているわけでありまして。それは、私ども、いわゆる国際協力への事業の資金的規模という意味では、外務省さんが与えている市民社会に対する影響というのは海外では相当大きい、特に物価格差を考えると。

それについて私たちとしては、原則として、日本の市民社会は、現地の市民社会やCBOの人たちと協力してやっていくわけですので、全部の国に力があるわけではないですけど、幾つかの国では、現地の市民社会について、おそらく外務省さんや担当者の方々よりも詳しい情報を持っていたり、関係を持っていたりする。

しかも、ちょっと言いづらいことですが、扱っている職員の方々というのは、必ずしもこういう分野についての専門性をそれほど高く持っていらっしゃるわけではない。

そこで、私どもとしては、どういうふうに長期的に関与する体制をつくったらいいいかわからな

いけれども、１００億円のお金がより効果的に、現地の市民社会を通じて、現地の人々に裨益するようなシステムに少しでも私どもが貢献するような形をつくりたい、協力させていただけないかというお願いをさせていただきました。

モダリティとしては、とりあえず最初のうちは、日本のＮＧＯのプレゼン数が多いところでレビューを少しやらせていただいて、どういうことでやっているか、どこにお金が出ているか、あるいはどこからアプリケーションが来ないか、これもちょっと言いづらいことですが、現地の市民社会、ＮＧＯから私どものほうに、大使館や領事館に行ったけどアプリケーションももらえなかったというようなものや、わけもわからず落とされたというような不満が私どもに寄せられる場合も少なからずあるわけでございます。一つ一つに私どもが関与するべきではないと思いますけれども、審査等に。ただ、それがどういう理念とかどういう基準で行われて、どうレビューされているかというようなことを少し見させていただいて、改善するようなポイントを私どもから提案させていただく、あるいはときどき一緒に見させていただくシステムをつくらせていただくことで、私どものＮＧＯにとってもすごくいい勉強になるのではないかな。私どもが海外協力をする原則、現地の市民社会の状況がわかるし、向こうの市民社会にとっても、日本の市民社会のこれがこのようにサポートしているのだというメッセージになるのではないかなというところの提案でございまして、細かいモダリティは、最初言ったように、少し幾つかのレビューをしてみてからということぐらいでとどまっております。

◎小田 ほかにご質問等ございますか。

(発言なし)

◎小田 それでは協議事項のほうに入りたいと思います。

●加藤 大変申しわけありません。議題のことではなくて、事務的な連絡で１点、皆様にシェアするのを忘れておりました。関西ＮＧＯ協議会の加藤良太でございます。

この資料の一番後ろに、Ａ３を二つ折りにしましたアンケートがございます。前回のＯＤＡ政策協議会から、ＯＤＡ政策協議会自体の振り返りということをやらせていただいて、今後の議論をより豊かなものにしていこうということでアンケートをとらせていただいております。

ＮＧＯ側の事務局での試みでありますけれども、もしご協力いただける方いらっしゃいましたらご記入をいただきまして、この会議が終わりましたら、私の後ろに、ＮＧＯ側の事務局しております関西ＮＧＯ協議会の田中という者がおりますので、こちらのほうまでお持ちいただければと思っております。

申しわけございません。事務的な連絡をさせていただきました。

◎小田 アンケート用紙は今、配付されているところだと思いますので、ご確認いただければと思います。

それでは協議事項に移りたいと思います。1点目の「アクラハイレベルフォーラムのフォローアップ」につきまして、T I C A D市民社会フォーラムの遠藤さんからお話をお願いいたします。

●遠藤 ありがとうございます。T I C A D市民社会フォーラムの遠藤と申します。きょうの協議事項の一つ目の「アクラハイレベルフォーラムのフォローアップ」ということについて、市民社会側からの議案のご説明をさせていただきたいと思います。よろしくお願いします。

「アクラハイレベルフォーラムのフォローアップ」ということについて提案させていただきます背景としまして、ことしのアクラでの決まった、採択されました政治文書アクラ・アジェンダ・フォー・アクションというものがございます。トリプルAと呼んでおります。こちらについて、ことしになって新たに加わった援助効果についてのいろいろな考えがここに盛り込まれております。

パリ宣言は2005年に採択されたもので、そのパリ宣言指標というものに追加する形でトリプルA、補完するものとして存在しております。それを、これから2010年までにどのように実施していくのかということについて、それぞれのドナー国、被援助国側の取り組みがなされるというところで、これからより細かいことについての実施が行われると理解をしております。

市民社会との関連で申し上げますと、ことしのアクラのハイレベルフォーラムでは、市民社会はどちらかといいますとオブザーバーということで参加をするようになっておりますけれども、議論の中に少しずつ、市民社会の声も取り入れられるようになってきていると理解しております。つまり、プロセスをより民主化していくということに関していろいろ広がりが出てきていると認識しております。

こういう中におきまして、アクラ・アジェンダ・フォー・アクションを日本国内でどういうふうに理解していくのかということについて、日本の市民社会側にとっても大きな課題があるというふうに理解しております。これまた日本政府の取り組み、パリ宣言プロセス全体の取り組みということでも、一緒に考えていくべきことがあるのではないかと考えております。

これにつきまして、すでにことし3回、市民社会と外務省側で意見交換という形でやらせていただきました。大きなテーマにつきましては幾つか意見交換をするという機会をいただいたわけですが、アクラの閣僚会議を超えて、今後より具体的な話に移っていく時期に

なっているのではないかと考えております。

それに当たりまして、私たち市民社会側としては、こういう政策協議会の場を利用させていただいて、政府、市民社会との議論をする場にしていければと考えておりますけれども、技術的にいろいろ問題があるのではないかなという理解は持っております。1年間に開催できる政策協議、とれる時間は限られていると理解しております。私たちとしては、これを大幅に延長して細かい議論をしていくことについてはなかなか難しいんじゃないかと理解しております。

それにつきまして私たちの提案としては、この政策協議会に常設する形で専門部会を設けてみてはどうかということで、一つの提案という形で出させていただきたいと考えております。

もちろんこれは、それだけにエネルギーを集中するというわけではもちろんございません。ほかに議論すべきことはたくさんあるので、そういう特別な議論については別の場を設けてはどうかということでご提案させていただいているということでございます。

これを提案させていただくことによりまして、私たち市民社会側のほうでもいろいろ抱えております課題というものを、そういうところで政府側とシェアさせていただき、また、いろいろご意見を伺う場にもできるのではないかと考えております。

以前の意見交換の場でも、市民社会側の援助効果というものについてはどうなのかということで、いろいろ政府側からご意見をいただいております。

私たちは、これから2010年、2011年の第4回ハイレベルフォーラムに向けてということではございますけれども、それをターゲットにしまして、市民社会側の援助効果ということを考えていくというプロセスを持っております。

そういうことも私たち、自分たち自身の中での議論ということもございますけれども、もちろん日本政府のいろいろなご意見、ご見識ということも伺いながらやっていく必要がある部分もあるだろうと考えております。そういう意味では、常設の専門部会を今後設けていくことについて考えていく時期になっているのではないかと考えております。

私のほうから以上、提案事項ということでお話しさせていただきました。ありがとうございます。

◎小田 ありがとうございます。それでは、外務省のほうからお願いします。

○前田 総合計画課長の前田でございますが、私どもがアクラの会合の前に、3回ほど対話をやらせていただきました。引き続き対話をしてはどうかというご提言について、幾つか申し上げたいことがございます。

第1点目は、率直に申し上げて、前回の3回の対話に関しては私どもは非常に失望しているということがございます。

その最も大きな理由は、3回、それぞれ1時間半ないし2時間の時間をお互いつくって、かなり密な意見交換をさせていただいた。

にもかかわらずと言うべきかどうか分かりませんが、アクラの会合に参加されていた日本のCSOの方が、アンタイドの問題について日本政府を名指しで批判する発言をされたということがございました。

アクラ・ハイレベル・フォーラムを通じまして、発言者が、ある特定の国ないし団体を名指しで批判した発言は他になかったことからしても、いかにそれが我々にとってショックであったかということはお察しいただけるのではないかと思います。

いずれにいたしましても、私どもが建設的に時間をとって対応させていただくということは、私どもは、ある意味ではルールがあるのではないかと考えております。

こんなことをこの場で申し上げるのは大変僭越かと思いますが、折角時間をとって対話しているわけですから、ご批判は、まず我々に直接していただきたい。そこで議論を尽くし、相違点があって、それが残った場合は、そこはその限りにおいて堂々にご批判をされるのも結構かと思いますけれども、私の記憶、記録を見てもそうだったと思いますけれども、ほとんどアンタイドについては議論がございました。お互いの立場を尽くして議論をして、お互いが事実関係についてご説明をし合ったということはございませんでした。

そういうような対話であるとする、また同じような対話を続けるかということについては、私どものほうに非常に、ある意味では躊躇があるということをご理解いただけるのではないかと思います。それが1点目でございます。

ちなみに、日本のアンタイド率の評価については、私は事実誤認だと思っておりますし、日本のアンタイド率については、先進国の中で成績が良いほうではございませんけれども、ほぼ平均並みということで、国際的にも、たぶんアクラ場にいた人たちも、なぜ日本だけのアンタイドが指摘されたのかというのを若干奇異に思った人たちも少なくなかったのではないかと私は思っております。

2点目につきましては、CSOの方々が緊急アピールもお出しになって、日本政府はアンタイドを即座に実施すべしというご議論も展開をされております。それは、ご議論として私は承っておりますし、そういうお考えもあるのではないかと考えております。

ただ、私ども日本政府としては、日本のNGO、CSOの方も、先ほど大橋理事からもご報告

がありましたけれども、どうか力をつけていっていただきたい、育っていっていただきたいということで、タイドのNGO連携無償というスキームをつくって、日本のNGOをご支援申し上げているということもございます。

私自身は、大橋理事がおっしゃった日本の草の根・人間の安全保障無償資金協力についても、日本のNGOの方の連携関与を深めていくということも、方向性としては結構なことではないかと思いますが、他方で、これは理論的には言えばアンタイドではなくて、むしろタイドの方向を強める方向ではないかと思っております。

そういった意味で、アンタイドについては、現実のいろいろな関係、いろいろな現実の諸問題を踏まえた上で、一体どの辺でバランスをとるかということは、現実の世界ではいろいろと程度はあると私は思っております。また、そういった議論につきまして、日本のCSOの中で議論が尽くされているのだろうかという疑問があります。アンタイド化を進めるときに、NGOはタイドで、企業はアンタイドにすべきというような議論は、おそらく国際的にも通りません。従いまして、アンタイドを進めるべきということであれば、日本のNGOについてもアンタイド化するべし、NGO連携無償のようなタイドの援助はおかしい、これは日本市民社会等すべての総意としてやめるべきだということならば一つのご意見だと思いますし、そうでないとなれば、どの程度のタイドが望ましい政策的タイドなのかという議論もしていただいて、ある程度、日本のCSOとしてのご意見をもっとご議論いただきたい。そういった前提で、建設的な対話を政府ともさせていただきたいという気持ちがございます。

また、別の枠組みを作りますと、援助効果という小さい分野にご関心を持っておられる方だけの集まりになってしまって、幅広い日本の市民社会の方の意見を、我々がどうくみ上げることになるのかという若干の疑問もございます。より広い立場の方々にご参加いただくようなモダリティが適切ではないかというような気持ちがございます。

そういった意味で、一つはこういった皆さんがおられる場で、特定の議題として引き続き議論させていただくということも一つの提案でないかと思えますし、ある意味では、今申し上げたような1点目、2点目について、ある程度CSOとしてのお立場が明らかになったということであれば、別途アドホックの議論、対話の場を設けることも非常に有益ではないかと考えておりますけれども、すぐ、この前のような形で新たに対話を始めるということについては私どもは躊躇がございます。

●遠藤 TICAD市民社会フォーラムの遠藤です。ご意見ありがとうございました。

今いただいたお話についての反論ということではございません。私たちのほうも、今、前田

課長にご指摘いただきましたように、日本のCSOとしてどういう意見があるかという部分につきましては、まだまだ意見がたくさんある状況でございまして、それについて今後、私たちの中でも意見を交わしていくプロセスが必要だと認識しております。

そういうことも含めまして、今すぐ、この場でという意味でご提言をさせていただいたわけではなくて、もう少し長いスパンで、こういうことが必要になってくるのではないかとということで、今すぐの提案ということではなくて、2011年を見据えたところでの、いずれ必要になるんじゃないかという意味合いを含めて提案させていただいたということでございまして、この協議会の場でこういう議論が出ているということで記録していただくということによろしいんじゃないかと思っております。

いずれにしても、CSO側の課題もたくさんあるということで私たちも理解はしております。

それについて、政府側といろいろ議論を重ねさせていただければ、そういう機会があることが望ましいんじゃないかと考えておりますけれども、そういうことで提案ということでお話をさせていただけたらと思います。

●高橋 ODA改革ネットワークの高橋です。前田課長、ありがとうございました。

今の本当に率直な意見を聞いて、改めてこれからの進め方についてまだまだ改善するところが本当にあるんだなということを改めて認識しました。他方で、逆に私は、だから対話をしないということの結論づけになるというお話ではないだろうと思いました。

つまり、これまでのやり方でどこが悪かったのか、例えば今おっしゃったアンタイドという話がもう少し論点としてきちんと出てくるべきだったという話ですが、だったとするならば、例えばアクラ会議を終えた今、トリプルAという文書がテーブルの上にあって、その中で具体的に議論しなければいけないポイントが明確になっているのだから、それを題材にすれば、これまでと同じような間違い、論点が抜け落ちるという同じ轍を踏むということはないだろうと思います。

また、アクラ会議の中での緊急アピールのことも含めて、NGO側の意見のまとまりが欠けているのではということに関しては、確かに私たちも努力をしなきゃいけない部分だろうと思いますけれども、どこまでの団体の意見を入れればそれが「NGOの意見」だなどと簡単に言えるものではないことは理解して頂けると思います。そういう意味で、まだまだ改善する余地はあるだろうけれど、だからと言ってアクラで出した意見が「検討に値しない」ということにもならないと思っています。

また、NGOが外務省の資金を使うのであればタイドではないか、だからODAのタイドも正当化されるという話も、論理的にはおそくなり立たない。むしろ逆に言うと、アンタイドということが本当に大事であれば、NGOのほうもアンタイドということをきちんと考えてくださいよというふうな投げかけが政府からあってもおかしくないだろうと思うんですね。つまり何が本質的に大事なのが、ぶれているということです。

そういう意味で、双方でそういう問題についての投げかけがし合える場をちゃんと保つことで、そういうぶれを良い方向に直していく。意見交換の場は、おそらくそういう意味で必要なのではないかなと、逆にご意見を伺って強く確信したところです。ありがとうございました。

◎小田 ありがとうございました。遠藤さんのほうからご提案と、外務省のとりあえずの今の考えというものを一応述べさせ合っていたいただいたわけで、遠藤さんのほうはもう少し中期的なお考えだということなので、先ほど前田課長から申し上げた点も含めて、もう一度整理し直していただくなりして、またご相談をいただければと思います。

●大橋 先ほど申し上げた、前田さんが扱った2点は両方ともタイドな話ではなくて、NGOを支援してくださるというのは外務省が提案をしてくださったものであり、もう一つの草の根支援無償というのはタイドと全く関係ない、やり方のレビューとか、そういうレベルのことです。タイド化とは直接関係ありませんので。それだけです。

◎小田 それでは、この件は以上で切り上げさせていただきたいと思います。

続きまして、2番目の議題であります「ODA資金によるマラリア予防の農薬蚊帳（オリセット）の配布について」、サパ＝西アフリカの人達を支援する会の野澤事務局長、新澤事務局長補佐、お二人からお願いいたします。

●野澤 私、事務局長の野澤でございます。30分の時間をいただいていますので、ご説明いたします。テーマは「ODA資金によるマラリア予防の農薬蚊帳（オリセット）の配布について」ということです。

私どもはオリセットの配布にいろいろ問題点があるということで提案をしているんですけれども、これの動機は、私どもの会サパは10年ほど前から西アフリカのギニア国で貧困解消活動を展開しております。具体的には熱帯雨林の再生植林、食料増産のための焼き畑、これの劣化をリカバーするための有機農法の展開、三つ目が風土病の予防、風土病は幾つもあるんですが、私どもが支援している農業の中で、農作業を制約している病気がたくさんあります。その中にマラリアがあります。5歳以下の子どもの死亡率が一番高いのがマラリアと言われていいますね。大人も結構罹患はするんですけれども、死亡率はそんなに高くありません。ただし、農作

業を制約します。

そんなことで、マラリアを予防するにはということで、たまたま私は企業出身で、東南アジアで30年近く農業関係の仕事をやっていましたことで、マラリアとのおつき合いは非常に長いんです。

社員が東南アジアで働く場合に一番気をつけなきゃいけないのがマラリアの罹患ですね。同じように罹患しますと、かなりの時間がリカバリーにとられます。

そういうことで非常に関心が高くて、予防についても具体的にいろいろな処置をしてきたんですが、蚊帳が一番効果がある。蚊帳を使っている人はほとんど罹患していない。

私自身も40年ほど熱帯地区での活動をやってきておりますけれども、一度もかかったことがないんですね。それはたまたま偶然性もあるんでしょうけれども、蚊帳の恩恵だと思っております。

それに、たまたま住友化学がタンザニアで大工場をつくって、オリセットの配布を始めたときまして非常に驚いたわけです。蚊帳に農薬を入れる必要は全然ないわけで、もともと蚊帳というのは蚊を入れない機能を持っているわけですね。その糸になぜ農薬を練り込む必要があるんだと。この解明を前からずっとやってきているんですけども、メーカー側からわれわれが納得するような説明を受けていないんです。

オリセットについて、具体的にメーカー側の、この前も直接説明を聞きましたけれども、問題は、一番のポイントは、普通の蚊帳とオリセットとの違い、この罹患率の違いを示す公的なデータが全然ないんですね。

配布されてから3年か4年たっていますけれども、かなりマラリアが抑制されているという話を聞きますけれども、それは農薬によるものなのか、蚊帳そのものによるものなのかの区別がないわけです。

私どもの経験からいけば、農薬を入れなくても同じような効果が出ると認識しています。それが私どもの、オリセットの配布反対をしている動機の一つのポイントなんですね。

もう一つ危惧しているのは、使われている農薬ペルメトリン、これはピレスロイド系の殺虫剤ですから、広く日本の家庭でも使われているわけですが、その発がん性の問題が浮かんできています。

これはWHOの下部組織の研究所で出したデータですけども、お手元にあるのがそれです。これを否定する、しないは別として、メーカー側は、程度が非常に低い、その影響が少ないと言われてはいますが、ちゃんとデータとしては載っているわけです。

この論議をきょう、するつもりはありませんけれども、それにプラス、最近になってですが、日本の子どもたち、小学生を含めた子どもたちに自閉症というものが発生していることの原因の一つとして、家庭用の環境薬剤が、農薬が原因になっている疑いが強いという研究が、富山大学、東京都の神経科学総合研究所の著名な研究者から言われています。そういうことも総合しまして、この蚊帳を広めていくことは非常に問題である。

さらに、私どもが主張していますのは、実際に私どもは蚊帳を配布してマラリアを抑制しているわけですが、その中で科学的に、正確なコストは発表されていませんからわかりませんが、現地で売られているのもあるんですけれども、私どもが配布しているのが大体200円ぐらい、これは2年ほど前の話ですが、それから、オリセットは大体700円と言われています。ということは、3倍の価格差があるわけですね。

私どもから見ると、農薬を入れる必要がないわけですから、農薬を、普通の蚊帳の数量アップにつなげたほうがマラリアの予防につながるんじゃないか、効果があるのではないかというような点で反対をしております。それが、この議題の背景です。

問題点の中にいろいろあるんですが、参議院のODAの特別委員会で、与党のある代議士がこの問題を取り上げて、外務省に対して、当時、外務大臣は、今の麻生総理です。その方はODAの仕事ではなくて、過去NGOの職員としてアフリカに滞在しておりました。そういう経験も通して、こういう蚊帳を使うことについては非常にはばかれる、私は家族と一緒に現地に行った場合には、子どもをこの蚊帳に入れたくないんだというような発言を、その委員会でも発言されており、記録も残っております。

そういうような背景のもとに、私どもとして、この蚊帳を、できれば早めに普通蚊帳に転換してもらいたい。子どもの安全を願って、そういうことで主張を続けているわけです。

いろんなデータがたくさん出てきておりまして、蚊帳の中の、入る、入らないということは別として、入った蚊が、いろいろな方法で、例えば穴があいたりして入ってくるわけですが、農薬に触れていることを含めて、その農薬に対する耐性蚊が発生しているという情報があります。データも入手しています。

これは、例のDDTを、昔、WHOが、大規模な資金と期間を用いて駆除を2回行っております。ヘリコプター散布とか、いろいろな動力を使って。これが見事に失敗しているんですね。失敗の原因の一つが耐性蚊なんです。だから、農薬で蚊を退治していくということ自体がなかなか大変なことだという認識ですから、できるだけ農薬を使わずに、マラリアの予防を推進していただきたいという願いが強いわけです。

さっきも申しましたように、子どもの脳の発達障害というのは、私も、マラリアの予防のために配布した蚊帳の現場の農家を訪問するんですけれども、訪問した段階で見ましたのは、子どもさんの農家が多いんですけれども、蚊帳の中で裸で寝ているわけですね、子どもが5人も6人も。蚊帳の裾を体に巻きつけている子がいたり、しゃぶっている子がいるんですね。そういう状態でオリセットに乾季6ヶ月間も子どもをさらしてしまうということは、メーカーの方なんかどういうふうに考えているのでしょうか。

先ほど申し上げましたデータその他から見まして、脳の発達障害に陥るようなことが、もしあれば、非常に禍根を残すようなことになるのではないかという心配があるわけです。

ちょっと新澤にかかります。

●新澤 恐れ入ります。かわりました。サパ＝西アフリカの人達を支援する会の事務局長補佐をしております新澤良明でございます。

ただいま野澤が申し上げましたように、いろいろとデータもございますが、要は、こういう医学的、技術的データについて議論するのは、私どもは今、考えておりません。農薬蚊帳の害について外務省さんとお話しするとか、そういうことじゃなくて、少なくともそういう害について指摘されている。事実、指摘されているところもあるわけですね。かといって又、どこどこはこれは安全ですよという話もあるかもしれません。

発がん性については、いろいろな医学の学者さんの統計的な話をさせていただきますと、要は量の問題であるよとか、そうすると、量は何なんだということになると、疫学的な問題が出てきて、例えば発がん性について、ヒトの疫学的なデータというのはほとんどないそうです。ほとんどが動物実験だということになっていますので、それ以上の議論はないわけですが、一つだけ、こういうことが問題だろうということで申し上げたいのは、有名な水俣病の問題ですけれども、あれは医学的な、あるいは科学的な議論の結果ではなく、今、大体世の中で決まっちゃっていると思いますが、ああいうことなのかということで延々と議論されていたわけですね。そうしますと、時間はたつ、犠牲者はふえる、お金もかかるという問題が出てきているわけです。

聞くとところによると、いまだに、脳神経がああいうふうになっていることを科学的に説明する理論はないそうです。ないけれども、日本の国としては決まっていますね。やり方、こういうふうにするんだということで補償問題その他決まっています。後からああいうことになっちゃうと大変だなあというのが頭のどこかに私どもがございます。ということだけ事実を申し上げたいと思います。

要は、そういうことが本当に今、現場で蚊帳を欲しがっている西アフリカ、私どもで具体的に言いますと、先ほど事務局長が言いましたように、西アフリカの一地域の国ですけれども、そこで蚊帳が欲しい、200円の蚊帳も買えない人たちがいっぱいいるわけです。そういう人に早く届けていただきたいわけですが、そのときに、彼らに選択、例えばペルメトリンを練り込んだ蚊帳ですとこういう危険性がありますよ、しかし、普通の蚊帳はこうですよというような話も伝える必要があるんじゃないだろうか。すなわち受益者などに対する情報公開というんですかね、リスクについての、現実、なかなか文字も読めないような人たちもいる中で、そういう薬害についての話をどうするのかという問題になってきますので、この辺の具体的な作業については今後いろいろあると思いますけれども、あの蚊帳に、私どもがたまたま手に入れたものは英文でしか書いてないんですけれども、「蚊帳をさわったら水で手を洗ってください」ということが書かれているわけですね。

そうすると、きれいな飲み水さえ手に入らない西アフリカ等で、蚊帳の中にかぶって入るとき、私どもも子どものころ蚊帳を使っていたわけですが、蚊帳の中に入って手を洗うなんてことあり得ないわけですね。もちろん普通の蚊帳ですから必要性もなかったわけですが。そういうことはやはり問題になるのではないだろうか。

いつぞや日比谷でも、この蚊帳を展示して説明されていました。そのときに、さわった人は手を洗ってくださいということで、その場で、パンフレットや水が用意されていました。こうした農薬蚊帳をそのままそっくり西アフリカに、あるいは東アフリカ、どこでもいいです、要は受益者の方に持ち込んでいいんだろかというのが大きな疑問でございます。

そんなことから、普通の蚊帳をもうひとつご検討いただけないだろうか。普通の蚊帳の配布もご検討いただけないだろうか。

今すぐオリセットの蚊帳の配布を急にやめてくれという提案ではないんですけれども、普通の蚊帳もたくさんご提供できないだろうか。それと同時に、そういう情報公開みたいなことを、だまし討ちということではないんですけれども、危険があるという状態で提案するのはいかがだろうか。なぜかというと、危険であるとか、危険でないということについてのデータは非常に時間がかかって、私なんかが生きている間に出ないかもしれません。疫学的データというのは大変な量がないと出ないそうですから。

そんなことから私どもは提案していますので、よろしくお願いいたします。

◎小田 どうもありがとうございました。

○今福 はじめまして。無償資金・技術協力課の首席事務官を務めております今福と申します。

今回、この会議に初めて出席させていただきます。

今、ご質問、ご指摘ございましたオリセットネットを含む長期残効型蚊帳の件でございますが、これにつきましては、私どもといたしましては、WHO世界保健機構の定めた基準に従って、ヒトの使用を想定した安全性評価が実施され、その安全性が確認されていると承知しております。

無償資金協力における供与物資の安全性につきましては当省としても非常に強い関心を持っております。蚊帳の件につきましては、安全性についてのWHOの見解には現在も変わりがないものと承知しておりますが、先ほどご指摘いただきましたように、WHOの専門家レベルで、オリセットネット等の安全性について、従来の見解を覆すような見解があるということであれば、当省としても、その内容を拝見したいと思っておりますので、御指摘の資料等ご教示いただければと思っております。

●野澤 ぜひ外務省の方々も、日本の農薬による害、薬害の歴史を見ていただきたい。

私ども、それをずっと過去にさかのぼって見ているわけですがけれども、今の蚊帳と同じような現状で、もう決まっていることだ、WHOも了解しているんだ、ユニセフもこれを配布している、そういうような一点張りで、具体的な論議に入れないんですね、メーカーと。

そういうことで、後で、しばらくしてからいろいろな障害が出てきて、社会問題にならない限り業界は動かないというような過去の歴史があるわけですね。その辺は早めに改めていただけるようなことで。

特に私、一番心配しますのは、今の蚊帳の生産の規模が急ピッチなんですね。急ピッチで進めることが本当に問題がないのかどうか。後で一斉に出てくるわけですね、障害が。それが一番心配することです。

それと、先ほども申しましたように税金のむだ使い、普通の蚊帳に切りかえれば3倍の蚊帳が入手できるわけですから、それを配布したほうがマラリアの予防につながると考えています。

○今福 ご意見ありがとうございます。実際に、先ほど申し上げました繰り返しになりますが、物資の安全性ということにつきましては、私どもも関心を強く持っております、その点につきましては、先ほどご指摘いただいたような点を含めて勉強させていただきたいと思います。

●池田 農業・農村NGO協議会の池田と申します。

この件に関して、開発全般に言えることだと思いますが、日本の国内で使って回収騒ぎになるようなものを海外に出す、途上国の人たちの健康のためと称して出すというのは、日本国として問題ではないかと思えます。

オリセットに対して科学的に異議を唱えている人たちがいる、その事実だけで、おそらく日本でこれを配布したら、もちろん日本ではマラリアというのはあまりないんですが、回収騒ぎ間違いなし、生協あたりが大騒ぎするでしょう。これはたぶん間違いのないことだと思います。こういうことを途上国の人たちにやっていいのか。

議論としては、マラリアにかかるくらいだったら、農薬の害というのは多少我慢してもいい、そういう議論があるのも承知しています。それはどちらを選ぶか、選択の問題じゃないかと思っています。

しかし、私たちが蚊帳を提供している人たちというのは、多くが字も読めない、教育もない、農薬の害があると言っても何のことかさっぱりわからない、そういう人たちなんです。その中で、これはいいものだよと言って提供するというのは、多少罪悪感を持っていただきたいと考えています。

これはいいものである、でも、こういう問題もある、これを使わなければ、例えば普通の蚊帳を使う、そういう方法もある、あなたはどうしますか、こういう選択の自由が与えられた環境の中で提供するのならわかります。そうではなく、これはいいものだよ、使え、こういう状況はまずいのではないか。これはむしろ科学的データとして問題があるとか、ないとか、ここでは発がん性が認められていないとか、WHOがどう言っている、そういうような話ではなくて、むしろわれわれの援助の姿勢として考えていただけないでしょうかというのがポイントだと思います。

○今福 何度も繰り返しになってしまって恐縮ですが、私ども、これまで援助を実施するに当たりまして、オリセットネットの残効型蚊帳の安全性につきましてはWHOの基準というものがございまして、それに対応した安全性評価、そういったもので安全性は確認されていると承知しておりますし、本日お配りいたしました資料の中にも、WHOの資料がございしますが、その中でもオリセットネットの使用が推奨されているという現実もございます。

また、G8等のおきましても、国際社会として、オリセットネットを使用することにつきましては特段否定するようなものでもございません。そういったこともございますし、本日いただきましたようなご指摘、ご示唆等も踏まえて、今後、当省としても、先ほどご指摘いただいたようなWHOの専門家の報告書、そういったものがございましたら、それを拝見して勉強させていただきたいと思います。

●高橋 ODA改革ネットワークの高橋です。ありがとうございました。

このODA政策協議会が、どうしたらよいODAになるだろうという大きな命題設定のもと

で行われているという観点から、ちょっと違った角度からご質問させていただきたいと思っています。ODAのリスクマネジメントという問題です。

ずっとODAが右肩下がりとか、額が減っているとか、なかなか「国民」の理解が得られないという問題が声高に言われています。そんな中あって、例えばベトナムでカントー橋が落ちたりして、どうしようと慌てている。改めて見ていると、どうも援助には、さまざまなレベルでリスクがつきまとうようである。しかし、これまで政府はODAをリスクの観点からあまり見てきていない。全く無リスクというか、リスクがないという希望的状況を前提にODAを進めてきた。しかし、現実それはあり得ないということだと思います。

今回の農薬蚊帳の問題は、そういう文脈に位置づけて議論すべきだろうと思います。特にこういうふうに、農薬というすでに害があることが明白なものを織り込んだものを援助することがどういう意味を持つかという議論です。織り込み方とか、製造の仕方によって、ある程度は安全基準みたいなものを下回っていて、WHOがOKだと言っているかもしれない。だけど、そこにはいろんな不確定要素が合わさってくるわけで、そうやってリスクはつくられてくる。例えば、時間がたったらどうなるんだろうとか、蓄積されたらどうなるんだろうとか、想定外の使用の仕方をされたらどうなんだろうとか、さまざまな不確定要素が合わさってリスクというのがあるわけですね。

しかし、日本のODAの場合は、リスクが生じたときにどうするかというと、援助する側ではリスクは出ないことが前提になっているから、ちゃんと対処できないんですよ。加えて、リスクは援助を受ける側に出してしまうことが多いですから、そこには大きな責任問題、倫理的問題があるはずですが、相手の問題として片づけられてしまう。私は法律の専門家じゃないんですけど、言ってしまうと援助というのは「推定無罪」でやっているわけですよ。問題が顕在化されない限り大丈夫なんだろうと。企業も信頼できるはずだ、ということも含めて、問題はないだろうという「推定」のもとでやっている。なぜなら、疑り始めたら何もできないから、何も問題はないはずだという希望的条件の中でやっている。しかし、推定無罪が壊れるのは簡単ですよ。一つでも問題が出れば、それまでの全ての「推定」、すなわち「信頼」が総崩れになるわけですね。そして、それはODA自体にとってのリスクでもあるはずです。

つまり、そのときに、日本のODAに対する信頼とか信用とか、いろんなものに影響が出てくるわけで、そこに対して外務省はどういうふうに対応するつもりで考えているのか、そこら辺のリスクヘッジをどういうふうにしようとしているのかという問いなんです。いろんな意味でリスクの高い援助をするのであれば、それを踏まえた上でゴーと言っているんだろうと思う

ので、そこら辺の考え方を示してほしい。「WHOの基準でOKですから」というだけで十分なんだろうかと私たちは疑うし、多くの人も思っているのではないかと思うんですね。そう考えて、リスクマネジメントしなければいけないのではないか。そういう問題だろうと思っています。

◎小田 先ほどから外務省のほうから、考え方として、WHOで安全性の基準は確認されていますと。

きょうご指摘いただいた中に、WHOの下部の研究機関でこういう指摘がある。この辺はかなり科学的な問題かと思います。時間がかかるかもしれませんが。

今福が申し上げているのは、その論文等をご提供いただければ、われわれも関心を持ってチェックをしたいということです。

今、高橋さんがおっしゃったのは、例えばこういう疑いがある、それだけで何かがすべて決まるということはなかなか難しい。逆に言うと安全だということを言っている。WHOが言っているわけですから。

ただ、WHOの下部の機関でこういう研究があるということであれば、それはそれでわれわれも関心を持たざるを得ないということなので、その論文等をご紹介いただいて、私どものほうに提供していただければ、われわれも読んでみたい、こういうことを申し上げているんです。

高橋さん、池田さんのご意見も伺いました。おっしゃっていることは、全くわれわれ理解できないと申し上げているわけではないと思いますが、安全か、安全でないかというのは、科学的な論拠が大きなポイントかなということなので、情報のご提供をいただけないでしょうか、論文等。

●野澤 ここに持ってきましたけれども、『沈黙の春』の日本版というのでご承知かと思いますが、すけれども、『農薬毒性事典』、三省堂が出していますけど、それにちゃんと書いてあります。それをここに私どもは転写したわけです。

◎小田 今、野澤さんからは、三省堂の事典から引かれたというお話で、もとのWHOの下部機関の研究データも載っておりますか。

●野澤 はい、載っています。

◎小田 後でそれを読ませていただくということにさせていただければと思います。

●新澤 サパの新澤でございます。

一つだけご質問ですが、先ほどから、外務省としましてはWHOということですが、WHO以外の機関から、少なくとも公的機関から、こういう危険性があるよということが指摘された場

合に、それには耳を傾けられるんですか、それともWHOだけでいこうとされるんでしょうか。
ご質問です。

○今福 今のお尋ねの点につきましては、もちろんそのようなしかるべき機関から何らかの指摘があったということであれば、それも、今のWHOの資料と同じように、当省としても内容を拝見させていただきたいと思っております。

●新澤 きょうはいろいろとありがとうございました。時間も参りましたので、ここで私どもの理解といたしましては、データを今後交換しながら、この問題について多少議論をさせていただけるチャンスがあるだろうというふうに理解しております。

また、お答えいただいていない、受益者に対する情報公開の面とか、その他についても、どこかでまたお話をさせていただければありがたいなと思っております。

◎小田 わかりました。時間も押しておりますので、次の議題に移らせていただきます。

3番目、最後の議題ですが、「開発における女性に対する暴力根絶の取り組みについて」、ヒューマンライツ・ナウの伊藤事務局長、お願いいたします。

●伊藤 こんにちは、伊藤です。私のほうから議題を提案させていただきます。

本日は、資料を拝見いたしましたら、いろいろと興味深い資料なども出てきておりますので、ご回答を楽しみにして、私のほうでは簡単に議題のご説明をさせていただきたいと思います。

女性に対する暴力は、アジア・アフリカ地域に今も非常に深く蔓延しております。女性に対する暴力が、女性に対するエンパワーメントなどを全般的に阻害をしていることは明らかであります。その根絶なくして、女性の社会進出、エンパワーメントはあり得ないわけで、人口の過半に当たる女性がそういった状況に置かれているということを重視して、取り組みをすべきではないかと思えます。

その点で、北京女性会議以降、日本政府のほうでもWIDイニシアティブを立ち上げられているとお聞きしておりますが、必ずしも、女性に対する暴力の根絶というものが重点にないのではないかと思います。

かつ、この間、ジェンダー・メインストリーミングということが言われてまいりましたが、開発のあらゆる段階においてジェンダーへの配慮をしていくということが強調された結果、逆にジェンダーに特化した戦略的な案件形成や、または重点分野としての取り組みがなされていないのではないかという懸念を強く持っております。

二国間援助などを見ますと、アジア地域の国別援助計画などにジェンダー配慮という言葉がたくさん登場してくるのですが、配慮という言葉が一番最後のほうに一言書いてあって終わり、

という例が非常に多く、それで終わってしまって、何か案件形成をされているのかとか、どのように取り組まれているのかということがわからない状況にある、と私には見受けられます。

一方、洞爺湖サミットの保健分野の行動指針の中でも、改めて、女性と女兒に対する暴力の削減に立ち向かうというようなことも強調されていますので、この点のMDGsの達成という観点に照らしても、女性に対する暴力の根絶の取り組みに力を入れていく必要があるのではないかと思います。

その点で、ご質問としては、二国間協力において、必ずしも女性の権利、女性に対する暴力の根絶に関する施策がなされていないと見受けられますが、外務省側の認識としてはどうでしょうかということです。そうでないということであれば、ベストプラクティスなどをお示しいただきたい。そして、今後はどう発展させていかれるおつもりかということをお聞きしたいということことです。

今拝見した資料ですと、アフリカ、南アメリカなどの案件がご紹介されておりますが、アジアについてはどうなのかということで、今後、直近で国別援助計画の改定が予定されている国々、例えばパキスタン、バングラディシュ、ラオス、モンゴル、インドなどに関しては、どのような形でこれを具体化していくおつもりなのか、ジェンダー平等、女性に対する暴力根絶ということに直接インパクトを与える戦略、プログラムなどについてはどのようにお考えなのかということをお聞きしたいと思います。よろしくお願いいたします。

◎小田 ありがとうございます。外務省のほうからお願いします。

○麻妻 多国間協力課の麻妻と申します。どうぞよろしくお願いいたします。

主に多国間協力と二国間協力の連携の観点から、日本のそれぞれの分野別、イニシアティブを調整する役割をしております、その観点から、ジェンダーという非常に幅広い概念についてご質問がありましたので、お答えしたいと思います。

一言で申し上げますと、日本のODA案件におけるジェンダーへの配慮がなされていないということはやや誤解があるようでして、女性の権利や平等を促進する施策、女性に対する暴力とか権利という観点への配慮は保健や教育といった分野の中で行われており、いくつかのGood Practiceがあります。

また、先ほどWID（ウーマン・イン・ディベロップメント）という話でしたが、主に95年に発表されたWIDにおいては、開発における女性の参加とエンパワーメント、保健、経済社会活動といった三つの分野を中心に支援を行ってきたわけですが、21世紀に入りまして、女性だけに注目するというのではなくて、社会の中で女性と男性が置かれている状況

を把握して、不平等を生み出す制度や仕組みをさらに変革する必要があって、それを変革し、ジェンダー、性差の不平等を解消する上で、男性の役割にも注意を払う。社会的、経済的に不利な立場に置かれている女性のエンパワーメントにも重視するという国際的潮流になってきています。

日本としましては、W I D の 1 0 年後の 2 0 0 5 年ですけれども、G A D、ジェンダー・アンド・ディベロップメントというイニシアティブを新たに発表しております。

お手元に資料を配付しておりますが、一般的には、これは日本の O D A のジェンダーに関する考え方をわかりやすくあらわしたもので、ジェンダー主流化の観点に立って、特に地球的規模の問題への取り組みという切り口から、人権とか暴力といった観点にも取り組んでいくということをやっております。

ジェンダーそのものの取り組み、女性の能力向上という形のプロジェクトも確かにありますが、ご関心が高い女性に対する差別、権利の問題や暴力の問題についてのプロジェクトというものの、これはかなり包括的なものだとは思いますが、これに関しても、かなり以前から、日本政府としてはいろいろな取り組みを行ってきたという理解でおります。

お手元にもご紹介しましたが、これは特に日本外交のイニシアティブの一つとして押し進めております人間の安全保障というテーマがありますが、これに関して国連に人間の安全保障基金を設立しており、まさに人間の、恐怖からの自由とか、絶望からの自由、エンパワーメントといったような分野に対して貢献をする形のプロジェクト、プログラムというものを支援をしております。例えばご紹介いたしますと、中南米の 3 カ国における貧困、未成年、女性支援、性的搾取からの保護と人権の推進という形で、エルサルバドル、グアテマラ、ホンジュラスといったような国に対して、すでにジェンダー配慮、まさに女性の権利、暴力に対する取り組みを行っているところでございます。

また、ジェンダー配慮というのは、ジェンダーそのものの取り組み、女性の権利という取り組みの仕方もちろんあるんでしょうけれども、例えば保健の分野ですと、例えば母子保健の問題もまさに一つのジェンダー配慮ですし、教育においても、M D G s にも書かれておりますとおり、ジェンダー間の教育における不平等感をなくすということが一つの大きな取り組みになってきております。特に基礎教育ですね。

ですから、ジェンダーというものは、いろいろな課題分野の中でかなり包括的に、常にジェンダーという視点を持ちながら、それぞれの分野で取り組んでいくものという考えを持っております。今後、国別にそれぞれにジェンダー配慮、もちろんされておりますけれども、実際にプ

プロジェクトを形成していく段階、今後、援助計画を改定していく段階でも、ジェンダーという視点は常に持ち続けていきたいと思っておりますし、実際にそれもしかるべく実施してきております。

◎小田 ありがとうございます。今の外務省からの説明についてございますか。

●伊藤 ありがとうございます。資料など非常に興味深く拝見しまして、こういう案件があるんだなあと思ったのですが、一つお聞きしたかったのは、W I Dの計画の中で幾つか計画が出されておりますが、W I Dの基金を見ますと、案件としては五つ挙がっているのですが、女性に対する暴力に関連するプロジェクトとしては、この5件が、立ち上げ以降、今日に至るまで10年余ありましたが、この5件が行われてきたという認識でよろしいのかということです。もしそうであれば、できればもっとたくさん、暴力根絶を目指したプロジェクトをふやしていくことは必要ではないかと思うのですが、そのあたりの認識はどうかということをお聞きしたいと思います。

資料の中で、コンゴ共和国の資料などございまして、私も法律家なので、こういうプロジェクト、詳しくは評価しておりませんが、非常に前向きないいプロジェクトではないかと、一見したところ思われるわけです。こういったプロジェクトは積極的に推進していくことが必要ではないかと思いますが、いかがか、ということをお聞きしたいと思います。

二国間協力に関しては、中南米とかアフリカに関連してプロジェクトがご紹介されていると思うんですが、アジア地域に関して言いますと、特にジェンダーの平等、女性に対する暴力ということに特化した、そして、成功した事例というのは、ここには資料として挙がっていないので、それはない、ということなののでしょうか。アジア地域が入っていないのはなぜなのか、お聞きしたいと思います。

それと、資料でいただいているものは、幾つかの典型例ということで見ればいいのか、もしくは、女性に対する暴力に特化して、成功したプロジェクトはあまり多くないというご認識でいらっしゃるのかということをお聞きしたいと思います。

○麻妻 どうもありがとうございました。ご質問の中にあつたコンゴ（民）の問題などについてはできる限り、特に国際機関とか市民社会との連携を含めてプロジェクトの発掘なんかなにも努めていきたいと思っております。

マルチの分野で基金に関してということですが、W I Dに関しては、確認した後で連絡いたしますが、人間の安全保障基金に関しては別途、資料にあるとおり、女性に対する暴力やその他のプロジェクトを実際に実施しております。

詳細は、今、手元に資料がございませんけれども、いずれにせよジェンダー配慮という観点から特に女性の権利や、暴力に如何に対処するかというプロジェクトについて、国際機関における基金を通じた取り組みや二国間協力においてもそれを進めています。

一方で、アジアに関してですけれども、アジアのプロジェクトに関しては、あくまでもFactsとして申し上げれば女性への暴力に対する取り組みということについては、結論から申し上げると、残念ながら、現状では「そのものズバリ」というものはございません。

これは、日本政府がそれを軽視しているということではなくて、ジェンダーというのは幅広い概念で、別途、女性のエンパワーメントとか、女性の職業訓練とか教育というプロジェクトはもちろんありますが、その中で、「残念ながら」という言葉を使うのが適切かどうかわかりませんが、アジアにおいては、実績として、暴力そのものに対する対処のプロジェクトの実績というものが手元にない状況です。これについては引き続き、こういったニーズがあるのかということ、アジア諸国とも協議しつつ、当然のことながら、しかるべく対処すべきテーマがあれば、取り組んでいきたいと考えております。

◎小田 まだご質問ございますか。

●伊藤 質問というか、意見になりますが、きょう拝見しまして、例えばペルーの事案も、先ほど言いましたコンゴの事案なども、私から見ますと、細かい評価はしておりませんが、積極的な部分を含むよいプロジェクトではないか、と拝見いたしました。日本政府が、このような人権にかかわるプロジェクトを積極的に推進しているということを知り、今後引き続きこういったプロジェクトをやっていただきたいなど、率直に言って私も思いました。

女性に対する暴力で、アジアに関するものがないということですが、非常にそれは残念なことだと思います。

例えばアジア地域で言いますと、私どもも2ヶ月ほど前にインドに行って、女性に対する暴力の状況の調査をしてまいりましたけれども、年間、例えば8,000人ぐらいの女性が夫に殺されるという家庭内暴力が続いておりますし、名誉殺人とかダウリーとか、さまざまな暴力が非常にあって、大変深刻な状況だと思います。

インドは最近、テロがあったりもしましたけれども、もともと女性に対する暴力というものもありまして、それが、社会に対するひずみというような点で大きいのではないかと考えております。

隣国のパキスタン、アフガニスタンに関しましても、日常的な女性に対する暴力、例えば名誉殺人といったようなものがあるということについては非常に大きく指摘をされております。

その上で、MDGsの主張の中で、妊産婦の死亡率が高い地域がアジア地域にかなりあると思われます。例を挙げますと、東ティモールとかアフガニスタンとかネパール、インドといった地域、ラオスもそうです。それがいずれも、分析をしますと、一つの大きな要因というところで、女性に対する暴力という問題があって、非常に大きな影響力をもたらしています。こうしたなかで、女性の権利が非常に低いということとの関係で、妊産婦の死亡率が高いということも、具体的に研究をされている分野であると思います。

そういう観点で見ますと、日本政府も積極的に取り組んでいると思われますMDGs、中でも保健分野を達成していく上でも、女性に対する暴力という問題にきちんと戦略的に取り組んでいただく必要があるのではないかと私は思っております。

その中で、先ほども言いましたけれども、外務省の資料でも出ていますけれども、「国別援助計画におけるジェンダー配慮に関する記述について」ということで、11カ国に関してジェンダー配慮ということが書かれているのですが、書かれているのはいいんですけども、これをどう具体化されているのかというのは全然わからない。配慮すると書いてあって、特に重点分野とか、案件の落とし込みの中には入っていないわけです。アジア地域は1件もないというお話でしたが、具体的に、戦略的に、女性に対する暴力をなくしていくという案件になっていないという問題があると思います。

特にアジア地域、今お話したような国々に関して、今後、国別援助計画の策定、改定が考えられております。案件をつくったり、状況分析をし、現地のNGOとネットワークをつくっていく、確かなかなか大変なことではないかと思いますが、その課程でNGOとか、ほかの国際機関などとも連携の上、日本政府がこの分野でイニシアティブを果たしていただくような方向での積極的な態度表明をしていただけるとよいと思います。そういう方向でのご検討をお願いしたいと思っております。

確かに、ジェンダーというのは、すべての分野で包括的に見ていくんだというような議論が、国際社会の中でかなり趨勢になってきたわけですが、實際上、そういうふうになってしまったためにわかりにくくなっている面もあります。開発のすべての分野でジェンダーを配慮すればいいのだということだと、一つ一つ、ジェンダーとは関係のない開発の中でジェンダーについて配慮すればいいというようなことになりがちです。しかし、特に先ほど言ったように、ジェンダー平等、女性に対する人権侵害という点で深刻な国がまだまだある中で、その問題を直接的に解決するサポートができるようなターゲティングがされていないという問題も一方で出てきていると思います。

女性に対する暴力をターゲットにする、メイン・ストーリーミングだけではなくて、ターゲットイングも同時にやっていくことを、政策の中で重点を置いていただくようご検討いただきたいと思います。

○麻妻 どうもありがとうございます。ご指摘のあったとおりでして、特にわれわれが非常に重視している保健の分野では母子保健、乳児死亡率の問題とか、お母様が亡くなるようなケースも非常に多くて、そこが暴力とか人権の問題ともかかわってきているということについては、まさにそのとおりだと思っております。

たまたま、「そのものズバリ」という形での事例はないかもしれませんが、それは軽視していいということでは当然ないわけで、貧困削減のためのジェンダー格差の解消、その延長で広い視野の中では、女性に対する権利の問題、暴力の問題にもしっかり取り組んでいかなければならないと思っております。引き続き、いろいろとご指摘があれば、いろいろとご指導をいただきたいと思っております。

国別援助計画の中に、ジェンダー関連の言及がいろいろと入っているということで、それがどう反映されるかということですが、国別援助計画も一つの指針ですが、例えばわれわれとしては、それ以外に正式に辞令を出しているわけではないんですけれども、各国の大使館に、ジェンダーに配慮する、ジェンダーの視点から物事を考えるべしという「期待とディシプリン」も込めた、ジェンダー担当官の指名も行っておりまして、ジェンダーのメーンストリームのためにこれらの人達へのトレーニング、研修を通じてジェンダーのメーンストリーム化のためのODAの運用の改善といったものも引き続き行っていく予定ですし、現地での国際機関、NGOの方々との意見の交換も通じて連携を強化して、引き続き、女性の権利の問題といったものも含めて、取り組みは強化していきたいと思っております。

●伊藤 どうもありがとうございました。引き続き、この問題について、こちらからも問題提起などをさせていただいて、対話の機会ができればと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

◎小田 どうもありがとうございました。これで、本日予定しておりました報告事項、協議事項すべて終了いたしました。ご協力をいただいたおかげで、奇跡的に予定どおりの時間でおさまっております。

最後に、農業・農村開発NGO協議会の池田さんから一言お願いいたします。

●池田 NGO側から代表して、最後のごあいさつをさせていただきたいと思います。

きょうは外務省さんのほうから、新JICAの発足について、農業・食料に関するグローバ

ル・パートナーシップについて、非常に興味深い報告をいただきました。これについて引き続き、われわれのほうでも重大な関心を持ち続けたいと思います。

また、連携の大橋さんからいただいた発表は、われわれODA政策協議会としても引き続き、連携推進委員会と協力して、後日、共同提案のような形でもいいですね、こちらのほうから、これを発展させたものを提案させていただきたいと思っております。

本日の議題、「アクラのハイレベルフォーラムについて」、この件については外務省は聞き飽きたというような感じかもしれませんが、当方としては非常に重大な関心を持ち続けておりますので、引き続きおつき合いを願いたい、申しわけございませんが、というふうに考えております。

また、本日の議題、オリセット、農薬を練り込んだ蚊帳の配布について、ジェンダーの配慮というものがどれほどODAに反映されているかについて、これは開発の重大な問題とわれわれは認識しております。

開発の世界では常識となっているかと思いますが、開発の鍵は女性にあり、女性が動けば社会が変わっていく、これはあらゆる開発の立場で、いろんな立場の人がみんな口をそろえて言うことです。

ジェンダーの配慮は、単に弱い女性を保護するということにとどまらず、女性の開発が進めば必ず世界がよい方向に変わっていくということを、われわれは共通して認識しておりますので、これは非常に重大な問題と考えております。

女性が大いに教育され、開発されということになれば、オリセットなどというものは途上国で拒否される、そういう可能性も出てきますが、それはそれで、私たちのODAあるいは開発協力としては成功と言えるのではないのでしょうか。途上国の人たちがみずから考え、みずから選んだということにおいて成功と考えられるのではないのでしょうか。

NGOが外務省を批判すると受け取られがちですが、批判とお考えいただかないで、お互いに気がつかなかったことを指摘し合っているんだというふうに考えていただけないのでしょうか。

こういう気づきの中から、外務省、NGO、市民社会、納税者、そうした役者がみんなまとまって、世界をよりよくしていきたい、よりよい明日を子どもたちに渡したい、そういうような活動を、より有意義なもの、より効果的なものにすると考えております。これからもぜひ、外務省の皆様、われわれNGOも精進して、さまざまな問題に取り組んでやっていきたいと思っております。

きょうは皆さん、ありがとうございました。

午後 3 時 5 7 分閉会